

「タクシメーター」をお使いの 事業者の皆様へ

～正しい「計量器」が、取引の信頼・信用を支えます～

「タクシメーター」(※1)を使って走行距離を計測し、運賃等を徴収している場合、その「タクシメーター」は、計量法上の「取引」(※2)に使用していることになります。計量法に基づき、下記の事項を遵守し、適正に営業をおこなって下さい。

(1) 検定証印等 が付いていること

- ①「取引」に使用する「タクシメーター」は、検定証印等が付されたものでなければなりません。
(計量法第16条)
- ②これに違反した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)



(2) 装置検査を受けていること

- ①「タクシメーター」は、年1回、計測値が公差の範囲内であるかを確認する「装置検査」が義務付けられています。
(計量法第75条)
- ②「装置検査」に合格した「タクシメーター」の封印玉には「装置検査証印及び有効期間満了の年月」をパンチし、ダッシュボード等に有効期限を表示した「有効期限ステッカー」を貼付しています。
- ③引き続きタクシー営業を続ける場合、有効期限の月末までに必ず装置検査を受けてください。

◆検査日時

毎週月・水・金曜日（国民の祝日及び12/29-1/3を除く）
AM9～12時、PM13～16時
（受付は、午前は、AM11:30まで、午後は、PM15:30まで）

◆検査場所

奈良市柏木町129-1 奈良県工業振興センター内
奈良県タクシメーター検査場



有効期限ステッカー

- ④年1回義務づけられている装置検査を受けずに営業した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)

※1 計量法第2条第4項の政令で定める特定計量器について
タクシーメーターとは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「道運法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者が用いる事業用自動車に取り付けられる回転尺であって、道運法第9条の3に基づいて認可を受けた運賃及び料金（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条の4に基づき届け出た運賃を含む。）を収受するために使用するものをいう。

※2 「取引」とは、
「取引とは、有償であると無償であるかを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」と定義されています。（計量法第2条）

お問合せ先

このチラシの内容や「タクシーメーター」装置検査について、ご不明な点等ございましたら下記まで、お問い合わせください。

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

奈良県工業振興センター 計量検定室

TEL 0742-30-4705 FAX 0742-36-8517

正しいタクシーメーターは、
適正な運賃収受に不可欠です。
検査は必ず有効期限内に受け
ましょう！



せんとくん